物　品　単　価　契　約　書

　戸田ボートレース企業団（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）との間において次の条項により物品の売買について単価契約を締結する。

《総　則》

第１条　契約する品名、規格及び単価等は、様式⑴のとおりとする。

《納入期間及び納入》

第２条　契約期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとし、この間において、乙は甲の指示する数量の物件を甲の指示する方法によって納入しなければならない。

《納品検査》

第３条　乙は、物件を納入したときは、甲の検査を受けなければならない。

２　甲の検査の結果、不良品もしくは発注の品と相違があるとき、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品もしくは発注の品を納入する。

《納入品の補償》

第４条　乙は、前条第１項の検査に合格したものであっても、甲の正常な管理下において物品の不良変質が生じたときは、自己の負担において取替え納入しなければならない。

《事情変更》

第５条　甲は、必要があるときは納入物品の内容を変更させ、又は、納入の中止をさせることができる。

《契約の解除》

第６条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

⑴　正当な理由なくしてこの契約の条項に違反し、又は、この契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めた場合。

⑵　戸田ボートレース企業団契約規程第３４条第１項の各号のいずれかに該当することが判明したとき。

《損害賠償》

第７条　前条の規定により契約が解除され甲に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責を負う。

２　前条に規定する解除により、乙に生じた損害について、甲は、その責を負わない。

《その他》

第８条　この契約に定めない事項は、甲乙協議のうえ決定する。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

年　　月　　日

埼玉県戸田市戸田公園８番２２号

（甲）戸田ボートレース企業団企業長

戸田市長　　印

（乙）

印

様　式　⑴

※下記の単価に消費税は含まれておりません。

品　　名	規　　格	単　位	金　　額